

通 報

大ト協第58号
平成30年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

平成30年度 低燃費タイヤ (エコタイヤ) 導入にかかる助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、環境保全対策の一環として、走行距離に対する燃料消費量を抑制し、CO₂排出量を削減するとされる低燃費タイヤの導入費用の一部助成を実施いたします。つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間 平成30年4月1日(日)～平成31年2月28日(木)

上記期間に、タイヤの装着および代金支払後、申請書類が大ト協に必着のもの。助成予算枠に達した時点で、当協会のホームページ(TOPICS 欄)でのお知らせにより、申込みの取り扱いを終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

2. 助成対象タイヤ

- タイヤメーカーが公表する検証データ等に基づき、大ト協が別表1に定めた新品タイヤとします。
- 別表1のタイヤに追加、変更等がありましたら、トラック広報ならびに大ト協ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。
- 再生タイヤ、スペアタイヤは対象外です。
- 新製品・他メーカー製などについては、お問合せください。

3. 助成額 ・ 上限本数

タイヤ1本 上限 3,000円

1事業者につき、大阪府下自社保有営業用貨物車両1台あたり、タイヤがついている

本数まで、かつ最大100本までを上限とします。(※各事業者ごとに、保有車両台数等により上限本数が異なります)

(例) タイヤが6本ついている車両の場合、夏タイヤ・冬タイヤ等すべてあわせて年度中に6本を上限とします。

(例) 1台あたりタイヤが10本ついている車両を5台と、6本ついている車両を5台保有している事業者の場合、
 $10本 \times 5台 + 6本 \times 5台 = 80本$ を上限として申請できます。

4. 助成条件 (以下のすべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー)に、平成30年4月1日以降、新たに新品のタイヤを導入・装着していること。(軽自動車、自家用車は不可)
- 被けん引車両に装着したタイヤも助成します。
- 消費税・取付工賃等には助成いたしません。

5. 助成申請必要書類 (郵送可)

- ① (様式1) 平成30年度 低燃費タイヤ導入助成金交付申請書
- ② (様式2) 低燃費タイヤ導入内訳書
 - ・タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください。
- ③ (様式3) 低燃費タイヤ装着証明書
 - ・タイヤ販売店等に依頼し、作成してもらってください。
 - ・【導入事業者】欄に、運送事業者名と住所をご記入ください。
 - ・タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください。
- ④ (様式4) 暴力団排除の誓約書
 - ・平成30年度中に、他の助成事業で提出済であれば不要です。
- ⑤ 請求書 (写)
 - ・請求書 (見積書) は、タイヤメーカー名・商品名・単価・本数等が明記されていること。(タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください)
 - ・請求書の額と領収証 (または振込明細書等) の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書 (写) を添付してください。
 - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
 - ・車両とタイヤを同時に導入する場合、車両見積書 (写) を添付してください。
 - ・請求書 (見積書) に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。(例: 「取り付け費値引き」など)

⑥領収証（写） （※振込明細書等（写）も可）

リース契約の場合はリース契約書（写）

割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）

- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。
- ・契約書等に、登録車番が記載されていない場合は、物件受領証等の車番がわかるものの写しを添付してください。
- ・領収証、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、平成30年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、平成31年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に決済日（支払期日）をご記入ください。

⑦車検証（写）

- ・申請時点で、有効期間内のもの。

⑧その他

- ・必要に応じて、こちらからご提出をお願いする場合があります。

6. その他

○申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。

○申請書類の写しを手許で保存される場合は、各社にて申請前にコピーを取っておいってください。

○記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。（訂正印不要）

○募集期間中に、複数回ご申請できます。

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029

(様式 1)

平成 年 月 日
支部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

FAX 番号

担当者名

※貴社印（丸印）を押印してください

平成30年度 低燃費タイヤ導入助成金交付申請書

当社車両に対し低燃費タイヤを導入いたしましたので、要領に基づき下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@3,000 円× 本)

2. 助成金振込口座

金融機関名 _____ 支店名 _____ 口座種別（当座・普通）

口座番号 _____ フリガナ
口座名義 _____

3. 添付書類

- ・(様式2) 低燃費タイヤ導入内訳書
- ・(様式3) 低燃費タイヤ装着証明書
- ・(様式4) 暴力団排除の誓約書
- ・請求書 (写)
- ・領収証 (写) (振込明細書等 (写) も可)、リース契約書 (写)、割賦販売契約書 (写)
- ・車検証 (写) (申請時点で、有効期間内のもの)
- ・その他

(様式 2)

低燃費タイヤ導入内訳書

	装着車両番号	メーカー名	商品名	本数	装着年月日
1				本	年 月 日
2				本	年 月 日
3				本	年 月 日
4				本	年 月 日
5				本	年 月 日
6				本	年 月 日
7				本	年 月 日
8				本	年 月 日
9				本	年 月 日
10				本	年 月 日
11				本	年 月 日
12				本	年 月 日
13				本	年 月 日
14				本	年 月 日
15				本	年 月 日
16				本	年 月 日
17				本	年 月 日
18				本	年 月 日
19				本	年 月 日
20				本	年 月 日
				合計	本

(装着証明者)

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

※装着証明者の会社印（丸印）を押印してください

低燃費タイヤ装着証明書

下記事業者保有の車両に対し、下記のとおり当社が低燃費タイヤを装着したことを証明いたします。

【導入事業者】

住 所 _____

事業者・事業所名 _____

No.	装着車両番号	装着タイヤ			装着年月日
		メーカー名	商品名	本数	
1					年 月 日
2					年 月 日
3					年 月 日
4					年 月 日
5					年 月 日
6					年 月 日
7					年 月 日
8					年 月 日
9					年 月 日
10					年 月 日
11					年 月 日
12					年 月 日
13					年 月 日
14					年 月 日
15					年 月 日
16					年 月 日
17					年 月 日
18					年 月 日
19					年 月 日
20					年 月 日

※ タイヤ販売店等に依頼し、作成してください。

(様式 4)

平成 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者